

空き家問題110番

空き家を放置するとどんな問題があるの？

日時 平成28年9月3日(土)

午前10時～午後3時

相談方法 電話のみ(相談は無料です)

相談例

- ・ 亡父名義の実家が空き家のまま
 だけど相続でもめている
- ・ 認知症の親が入院して長期空き
 家になっている
- ・ 法改正で空き家の持ち主の責任
 が重くなったと聞いたけど



電話 028-636-8050 (代)

(特設電話のため当日のみとなります)

主催 栃木県司法書士会

栃木県宇都宮市幸町1番4号

電話 028-614-1122

栃木県司法書士会では宇都宮地方法務局と連携し
「未来につなぐ相続登記」の推進に取り組んでいます。

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html